

1 1 疑問に思ったら相談を

独占禁止法は、難解な法律だといわれています。事業を行う上で独占禁止法に違反するかどうか心配な場合は、まず、専門機関に相談することをお勧めします。疑問があったら行動を起こす前に相談することが第一です。

また、取引関係などで独占禁止法に違反するのではないかと思ったときは、その事実を公正取引委員会に報告して、調査を依頼することができます。

1 公正取引委員会への相談

公正取引委員会は、東京にある本局のほか、各地に地方事務所（支所）が置かれています。法律などの相談は、いつでも受け付けていますので、気軽に相談に行かれることをお勧めします。

2 独占禁止法相談ネットワーク

公正取引委員会では、中小企業からの相談業務体制の一環として、全国の商工会議所及び商工会の協力を得て、「独占禁止法相談ネットワーク」を設けています。これは、中小企業者の方が独占禁止法や下請法に関する相談をより容易に行えるように、全国の商工会議所や商工会の窓口に向けられている法律相談ネットワークです。

この相談窓口では、中小企業者などからの相談を受け付けて、公正取引委員会に取り次ぎ、問題解決のために迅速・的確な処理を行っています。

3 公益財団法人 公正取引協会

公益財団法人 公正取引協会は、独占禁止法を中心とする競争政策に関する調査研究機関で、その普及・啓発活動を行っています。

公正取引協会では、独占禁止法・下請法などの公正取引委員会が所管する法律や景品表示法（消費者庁が所管）についての相談や質問に、会員・非会員を問わず、受け付けています。また、法令遵守マニュアルの作成やコンプライアンス・プログラムに関する相談に対し、助言や支援活動を行っています。

〒107-0052 東京都港区赤坂1-4-1

(赤坂KSビル 2階)

電話 (03) 3585-1241

FAX (03) 3585-1265

URL : <https://www.koutori-kyokai.or.jp/>